



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイテクト  
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫  
(コード番号 6473)  
問 合 せ 先 常務執行役員 牧野 一久  
(TEL 052-527-1909)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 115 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、定款の一部を変更するものであります。なお、当該定款の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 第 25 条 (責任免除および責任限定契約) ① (条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 4 章 取締役および取締役会 第 25 条 (責任免除および責任限定契約) ① (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条 (責任免除および責任限定契約) ① (条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条 (責任免除および責任限定契約) ① (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

#### 3. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 5 月 25 日
定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上